

# 令和5年小美玉市議会 産業建設常任委員会会議録

令和5年12月20日（水）

午前10時00分～

市役所3階 議会委員会室

小美玉市議会

# 産業建設常任委員会

令和5年12月20日（水）

午前10時00分～

市役所3階 議会委員会室

## 1. 開 会

2. 現地調査等 ①市道路線の認定課箇所（幡谷地内）10：25～10：45

②栗又四ヶ線（市道117号線） 10：55～11：10

3. 委員長挨拶 13：30～

## 4. 執行部挨拶

## 5. 議 事（議案等11件）

- (1) 議案第67号 小美玉市農業集落排水事業債減債基金条例の制定について
- (2) 議案第69号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- (3) 議案第70号 小美玉市農業集落排水事業特別会計の公営企業会計移行に伴う関係条例の整理に関する条例について
- (4) 議案第72号 小美玉市地域再生拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- (5) 議案第73号 小美玉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- (6) 議案第74号 令和5年度小美玉市一般会計補正予算（第5号）  
（産業建設常任委員会所管事項）
- (7) 議案第77号 令和5年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）
- (8) 議案第79号 令和5年度小美玉市水道事業会計補正予算（第2号）
- (9) 議案第80号 令和5年度小美玉市下水道事業会計補正予算（第2号）
- (10) 議案第82号 財産の無償譲渡について
- (11) 議案第83号 市道路線の認定について

## 6. そ の 他

## 7. 閉 会

## 出席委員（6名）

7番	香取憲一君	11番	村田春樹君（委員長）
14番	長島幸男君（議長）	15番	岩本好夫君
16番	福島ヤヨヒ君（副委員長）	18番	田村昌男君
19番	市村文男君		

欠席委員 なし



## 付託案件説明のため出席した者

市長	島田 幸三 君	副市長	深谷 一広 君
産業経済部長	倉田 賢吾 君	都市建設部長	原 伸行 君
水道局長	矢口 正信 君	消防長	井坂 茂樹 君
農政課長	大山 浩明 君	商工観光課長	佐川 光 君
地籍調査課長	菅澤 和則 君	都市整備課長	朝比奈公俊 君
道路建設課長	長島 正昭 君	道路維持課長	坂本 剛 君
下水道課長	藤田 信一 君	基地・空港対策課長	菅具 隆 君
農業委員会事務局長	鈴木 和広 君	水道課長	真家 厚 君
消防本部総務課長	鮎沢 勝 君	消防本部警防課長	野口 敏永 君
消防本部予防課長	島田 和彦 君		



## 議会事務局職員出席者

書 記 井坂 義久

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○副委員長（福島ヤヨヒ君） 改めまして、皆さんこんにちは。

定刻より少し早いんですけれども、皆さんお揃いですので、ただいまから始めたいと思っております。宜しくお願い致します。只今から、産業建設常任委員会を始めます。午前中は、現地調査ご苦労様でございました。始めに、委員長挨拶、宜しくお願いします。

○委員長（村田春樹君） 皆様改めましてこんにちは。

午前中は、現地調査ということで議案第83号の市道路線の認定について、さらには栗又四ヶ線ということで現地調査お疲れ様でございました。また、執行部の皆様におかれましては、大変御苦労様でございました、ありがとうございました。今回は、改選後の初の委員会となります。新しい議員さんの方は、この委員会の中には、いらっしゃいませんので簡単な自己紹介みたいな形でいいのかなというふうに思いますけれども。そうですね、今日11件の議案がございます。委員の皆様方におかれましては、慎重なご審議お願い致します。執行部の皆様方におかれましては、簡潔で明瞭な説明をしていただき、しっかりと審議の時間を作っていただければというふうに考えておりますので、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。簡単ではございますけれども、本日宜しくお願い致します。以上です。

○副委員長（福島ヤヨヒ君） はい。続きまして執行部を代表して市長さんご挨拶お願い致します。

○市長（島田幸三君） はい、改めましてこんにちは。

産業建設常任委員会ということで、先程、委員長からもお話があった通り、午前中は現地視察ということで御苦労様です。今回の案件11件ですか、慎重なご審議の程、宜しくお願い申し上げます。

○副委員長（福島ヤヨヒ君） ありがとうございます。

それでは、只今より議事進行になりますので、ここからは、委員長が議長を務めます。宜しくお願い致します。

○委員長（村田春樹君） はい、議事に入る前に、本日、山崎議員、内田議員、宮内議員、鬼田議員が傍聴致しますので宜しくお願い致します。

それでは、只今の出席委員は5名でございます。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

また、本日は改選後初めての委員会となりますので、委員の自己紹介をお願い致します。

## 委員自己紹介

○委員長（村田春樹君） それでは、議事に入ります。まず、本日の関係資料につきましては、タブレットに保存されております。準備は宜しいでしょうか。それでは、付託案件の審査に入ります。

本日の議題は、12月15日、付託された議案審査付託表の通りでございます。なお、当委員会の議事の進め方でございますが、一問一答制とし、一人の方が全て終了するまで質疑を続けることとします。質疑漏れ等のないよう注意願うとともに、簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられますよう、宜しくお願い致します。

執行部においても、明快な答弁をお願い致します。

なお、即時に答弁しがたい質疑があった場合には、答弁を一時保留とし、委員には次の質疑をお願い致します。一時保留にした答弁は、整い次第、再開することと致します。各委員におかれましては宜しくご協力くださいますようお願い致します。また、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っただき、質疑が終わりましたら、必ず電源をお切りいただきますようお願い致します。

それでは、議案第67号 小美玉市農業集落排水事業債減債基金条例の制定についてを議題と致します。執行部より説明を求めます。

○委員長（村田春樹君） 藤田下水道課長。

○下水道課長（藤田信一君） 下水道課 藤田でございます。どうぞ宜しくお願い致します。

議案第67号 小美玉市農業集落排水事業債減債基金条例についてご説明を致します。

本条例の制定につきましては、地方自治法96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、小美玉市農業集落排水事業を公営企業会計に移行することに伴い、基金条例を制定するため、この案を提出するものでございます。

続きまして、次のページをご覧ください。主な内容についてご説明致します。まず、第1条の趣旨につきましては、地方債の元利償還に必要な財源を確保し、健全な運営に資するために基金を制定するものでございます。第2条で、積立てる額は予算で定めた額及び第4条の基金の運用益金でございます。

第3条で、基金の管理について、第6条で基金処分として、地方債の償還に充てるときに限ると明記してございます。付則として、この条例は令和6年4月1日からの施行を予定してご

ございます。説明は以上でございます。ご審議の程宜しくお願い致します。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によりこれを許します。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） はい、宜しくお願いします。私の方からこの条例議案について二つ程聞かせていただきます。

1個ずつ区切って参ります。1点目ですが、この減債基金を創設するにつきまして現時点におきまして、農業集落排水事業のですね、有利子負債残高が、大体どれくらいなのか教えて下さい。これ1点目です。

○委員長（村田春樹君） 藤田下水道課長。

○下水道課長（藤田信一君） はい、現時点の農業集落排水事業債減債基金ということで、今年度末までの残高ですが、7,724万6,000円になります。以上です。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） はい、ありがとうございます。7,700万ぐらいということで理解しました。

2点目ですが、来年からの基金創設が始まるということで、この償還計画を概略で結構なので、どういうペースで幾らぐらい返していけるかを教えて下さい。

○委員長（村田春樹君） 藤田下水道課長。

○下水道課長（藤田信一君） はい、今回ですね、7,700万繰越すわけですが、例年ですと5,000万程度取崩して、償還金額に充ててございます。

この原資ですが、県の補助金等が原資でありまして、そちらの原資が入ってくる分と実際の残高の部分を検討して計画的に償還していく方向でございます。以上です。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） はい、わかりました。宜しくお願いします。以上です。

○委員長（村田春樹君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結致します。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で討論を終結致します。

これより議案第67号 小美玉市農業集落排水事業債減債基金条例の制定についてを採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第69号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題と致します。執行部より説明を求めます。

○委員長（村田春樹君） 藤田下水道課長。

○下水道課長（藤田信一君） それでは続きまして、議案第69号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてをご説明致します。

本条例の制定につきましては、地方自治法96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、地方自治法の一部を改正する法律の施行等を踏まえ、関連条文の地方自治法条項番号を改めるため、この案を提出するものでございます。

続きまして、次のページをご覧ください。主な内容についてご説明します。第1条で、小美玉市下水道事業の設置等に関する条例の第5条、第2条で、小美玉市水道事業の設置等に関する条例の第5条、第3条で、小美玉市監査委員条例の第8条のそれぞれの条文中の、地方自治法の条項番号『第243条の2の2第3項』を『第243条の2の8第3項』に改めるものです。

これらにつきましては、地方自治法の条項の繰り下がりに伴うものでございます。

付則として、この条例は令和6年4月1日からの施行を予定してございます。

改正後の表記につきましては、次ページからの各条例の新旧対照表の左側改正案に、アンダーラインより明記してございます。説明は以上でございます。

ご審議の程宜しくお願い致します。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君）ないようですので、以上で質疑を終結致します。

次に、討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君）ないようですので、以上で討論を終結致します。

これより議案第69号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君）ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第70号 小美玉市農業集落排水事業特別会計の公営企業会計移行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題と致します。執行部より説明を求めます。

○委員長（村田春樹君）藤田下水道課長。

○下水道課長（藤田信一君）続きまして、議案第70号 小美玉市農業集落排水事業特別会計の公営企業会計移行に伴う関係条例の整備に関する条例についてをご説明致します。

本条例の制定につきましては、地方自治法96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。提案理由は、小美玉市農業集落排水事業を公営企業に移行することに伴い関係条例の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

続きまして、次のページをご覧ください。主な内容についてご説明します。

第1条の小美玉市下水道事業の設置等に関する条例については、下水道事業の設置に農業集落排水事業を加え、令和6年4月1日から公営企業法の適用する条文及び処理区域の別表を追加するものでございます。

次のページをご覧ください。第2条の小美玉市農業集落排水事業特別会計条例については、公営企業の移行に伴い廃止するものでございます。

第3条の小美玉市職員定数条例については、市長の事務部局の職員数を3名減らし地方公営企業職員数を3名追加するものでございます。

第4条の小美玉市基金条例については、公営企業の移行に伴い別表の小美玉市農業集落排水事業債減債基金の項を削除するものでございます。

第5条の小美玉市農業集落排水処理施設条例については、趣旨の条文を改め処理区域の別表を削除するものでございます。

次のページをご覧ください。付則として、この条例は令和6年4月1日からの施行を予定してございます。改正後の表記につきましては、次のページからの新旧対照表の左側の改正案にアンダーラインより明記してございます。説明は以上でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

○委員長（村田春樹君）以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君）ないようですので、以上で質疑を終結致します。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君）ないようですので、以上で討論を終結致します。

これより議案第70号 小美玉市農業集落排水事業特別会計の公営企業会計移行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君）ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第72号 小美玉市地域再生拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。執行部より説明を求めます。

○委員長（村田春樹君）佐川商工観光課長。

○商工観光課長（佐川光君）商工観光課 佐川でございます。宜しくお願い致します。

議案第72号 小美玉市地域再生拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明致します。

本条例の制定につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、小美玉市地域再生拠点施設（空のえき「そらら」）の休業日について、所要の改正を行うため、この案を提出するものでございます。

2枚目をお願いします。改正内容につきましては、第6条を次のように改める。（開業時間及び休業日）第6条 地域再生拠点施設の開業時間及び休業日については、規則で定める。第22条中「、第6条第2項」を削る。附則、この条例は令和6年4月1日から施行する。

改正後の表記につきましては、3枚目の新旧対照表の左側改正案、アンダーラインより明記させていただいております。説明は以上でございます。ご審議のほど宜しく申し上げます。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によりこれを許します。

○委員長（村田春樹君）香取委員。

○7番（香取憲一君）宜しく申し上げます。この内容は、全協のときに訂正議案で上がってきた議案だと思いますが、確か、趣旨たるあれが、レストランの対象のものがあつたかなというふうに記憶をしているんですが、その後何でいうんですかね、そのレストランの新しく決まりそうだということで報告を受けたんですけども、その後まだそんな時間が経ってませんがその進捗状況というか、分かる範囲で結構ですので、どれくらい進み、見通しというかどれくらいにオープンできるのかな的なことでもいいんですけど、お願いします。

○委員長（村田春樹君）佐川商工観光課長。

○商工観光課長（佐川光君）レストランの次の事業者につきましては、これから具体的なところは詰めて参りたいと思っております。

年内は時間もありませんので、無理ですが年明けからいろいろ調整させていただきまして、なるべく早い段階で、そららの賑わいを取り戻す為に入っていただくような努力をしていきたいと思っておりますので宜しくお願い致します。

○委員長（村田春樹君）香取委員。

○7番（香取憲一君）一日も早く心待ちにしている市民の皆さんも多いと思っておりますので、ぜひ最初が大事だと思うので、インパクトある開業を目指して宜しくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（村田春樹君）他に質疑はございませぬか。田村委員。

○18番（田村昌男君）レストランのことを前の議会の時に話しているが家賃32万6,000円では高

すぎるから出たり入ったりが多いと思うがどうか。今後も引き続き家賃は同額か。

○商工観光課長（佐川光君）はい。9月の定例会におきましても、家賃については、お話をいただいております。

担当部局としましても、今のこの物価高騰もございますので、家賃についても併せて検討を進めていきたいと思っておりますので、宜しくお願ひしたいと思っております。

○18番（田村昌男君）市長の考えをお伺いします。

○市長（島田幸三君）はい。そうですね。今の規定では、32万6,000円ですが、課長が説明した通り、物価高騰いろいろありますので、26万ということで考えております。

○委員長（村田春樹君）その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結致します。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で討論を終結致します。

これより議案第72号 小美玉市地域再生拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決致します。

お諮り致します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号 小美玉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。執行部より説明を求めます。

○委員長（村田春樹君） 鮎沢消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（鮎沢勝君） 小美玉市消防本部鮎沢です。どうぞ宜しくお願いします。

議案第73号 小美玉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

提案理由でございますが、地域防災力強化を目的として機能別消防団の発足と消防団員の処遇を改善するため、この案を提案するものであります。

地域防災力の強化には、中核である消防団員の充実強化が重要となります。

一方、少子高齢化や住民層のサラリーマン化により、地域における災害活動の担い手である消防団員を十分に確保することが困難となっている現状です。

この度の改正は、出場報酬の一部を改正し団員の処遇改善を図るとともに、団員数の減少による、消防力の低下を防ぐため特化した一定の消防活動を行って頂く「機能別消防団」を発足させ地域防災力の強化を図りたく提案するものであります。

条例制定に施行日を令和6年4月1日を予定しております。説明は以上でございます。

ご審議のほど宜しくお願いします。

○委員長（村田春樹君） 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によりこれを許します。

ございませんか。香取委員。

○7番（香取憲一君） 宜しくお願いします。先程の建物火災の方、消火活動お疲れ様でございました。

消防団の方も今ね、多分出られたと思いますが、この機能別消防団につきまして、もうちょっと詳細というか、おそらくOBの方に、ほぼボランティアで出ていただくというふうに理解していいのかどうか、ちょっとそこも含めてご説明いただきたいんですけども。

○委員長（村田春樹君） 鮎沢消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（鮎沢勝君） はい。消防団員の機能別消防団ですが、二つ隊を考えております。

一つ目ですね消防職団員OB隊というものと市役所隊、この二つを考えております。

主な活動ですが、消防職団員のOB隊には、居住地域大規模災害等後方活動、避難所を設営ですね、その時の活動、後方支援等を考えております。

市役所隊の方にあっては、勤務時間内の出場を基本として、後方支援を主な活動ということで実施していただこうと思っております。以上です。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君） ありがとうございます。要するに常備消防のOBの方たちでご協力いただくというような形で宜しいですね。

○委員長（村田春樹君） 鮎沢消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（鮎沢勝君） はい。OB隊の方ですが、消防職団員ということで団員の方のOBも考えております。以上です。

○委員長（村田春樹君） 香取委員。

○7番（香取憲一君）はい。ありがとうございます。

いずれにしても現職の消防団とのいろいろ訓練だとか、情報共有だとか、いろいろ重要な面が出てくると思いますので、ぜひ連携を密にさせていただいてですね、この消防力の強化にですね、なお一層に図られていけることをちょっと切に要望したいと思います。

宜しく申し上げます。

○委員長（村田春樹君）他に質疑はございませんか。田村委員。

○18番（田村昌男君）これ消防団員の手当が、国か県から補助金がきてると思いますが、年間いくらぐらいか。

○委員長（村田春樹君）鮎沢消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（鮎沢勝君）補助金というのはどの部分を言っているのでしょうか。

○委員長（村田春樹君）田村委員。

○18番（田村昌男君）何部門ぐらい来てるの。

どの部分ですかということは何部門かあるわけでしょう。

○委員長（村田春樹君）鮎沢消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（鮎沢勝君）すみません。お調べしますんでちょっとお待ち願って宜しいでしょうか。

○委員長（村田春樹君）他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君）ないようですので、以上で質疑を終結致します。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君）ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第73号 小美玉市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君）ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号 令和5年度小美玉市一般会計補正予算（第5号）を議題と致します。

執行部より説明を求めます。

○委員長（村田春樹君）長島道路建設課長。

○道路建設課長（長島正昭君）道路建設課、長島でございます。午前中の現地視察ありがとうございました。

それでは議案第74号 令和5年度小美玉市一般会計補正予算（第5号）のうち産業建設常任委員会所管事項についてご説明を致します。

まず、歳入でございますが、道路建設課所管になります。

9ページ下段をご覧ください。

17款 県支出金、2項 県補助金、5目 土木費県補助金、2節道路橋梁費補助金、説明欄 合併市町村幹線道路緊急支援市町村補助金につきましては、182万2,000円の補正減をお願いするものでございます。

内容につきましては、建設工事費の借入金に対する市町村利子の補助金となりますが、令和4年度までの実績による額の確定に伴う減額でございます。以上でございます。

○委員長（村田春樹君）朝比奈都市整備課長。

○都市整備課長（朝比奈公俊君）都市整備課の朝比奈と申します。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、補正予算書の10ページ中段をご覧ください。

22款 諸収入 5項 雑入 5目 雑入3節 雑入 説明欄 住宅防火補助金として6万円の増額補正するものです。

内容ですが、市営ハトリ第2団地の消防設備点検において指摘のあった消火器12本を交換するため、全国公営住宅火災共済機構が実施する防火補助事業（1本あたり5,000円の補助金です）を活用したことから、補助金として6万円の歳入があったことによるものです。以上でございます。

○委員長（村田春樹君）菅具基地・空港対策課長

○基地・空港対策課長（菅具隆君）基地・空港対策課長 菅具です。宜しくお願い致します。

続きまして歳出の補正予算について説明致します。

基地・空港対策課所管13ページ中段をご覧ください。2款 総務費 1項 総務管理費 16目 基地対策費は、379,000円の増額補正により、補正後の予算 58,707,000円 とするものです。

内訳ですが、事業1 基地対策事務費 10節 需用費は、ハイブリット公用車の修繕料として、396,000円の増額補正をお願い致します。

次の18節 負担金補助及び交付金の負担金は、全国基地協議会分担金を17,000円の減額補正と致

します。

長引いたコロナ禍において、協議会活動を自粛したことで会計繰越金が超過となる見込みにより、令和5年度分担金請求が無くなったものでございます。以上です。

○委員長（村田春樹君）藤田下水道課長。

○下水道課長（藤田信一君）それでは、20ページをお開き願います。下水道課所管になります。

4款 衛生費、1項 保健衛生費、5目 環境衛生費、説明の欄7の戸別浄化槽事業特別会計繰出金につきましては、地方債の繰上げ償還及び浄化槽の譲渡に向けた施設の修繕等により、2,933万7,000円の補正増をお願いするものでございます。以上です。

○委員長（村田春樹君）大山農政課長。

○農政課長（大山浩明君）農政課の大山と申します。どうぞ宜しくお願い致します。

続きまして農政課所管になります。21ページをご覧下さい。

6款 農林水産業費 1項 農業費 6目 農地費に、683万3,000円を増額補正し、予算総額を7億5,118万5,000円とするものでございます。

内訳は、1 農地総務事務費の 18節 負担金補助及び交付金の補助金に683万3,000円を増額するものでございます。

内容は、豪雨災害復旧支援事業補助金として、台風2号による被害を受け、玉里土地改良区が行う揚水機場周辺の堆積土砂撤去工事及び水利施設維持管理組合が行う用排水路の復旧工事に係る費用を補助するものでございます。以上です。

○委員長（村田春樹君）佐川商工観光課長。

○商工観光課長（佐川光君）続きまして、商工観光課の所管になります。

同じく22ページの中段をお願い致します。7款 商工費 1項 商工費 2目 観光費に130万8,000円の補正増をお願いするものでございます。

説明欄3 空の駅管理運営費 130万8,000円の補正増でございます。内容につきましては、10節 需用費の修繕費は、店舗電気水温機やレストラン内部石膏ボード修理として34万2,000円、12

節 委託料の清掃業務委託料は、レストランにおける床や厨房の壁を清掃する費用として20万6,000円、14節 工事請負費は、備品を収納する物置を設置するためのコンクリート設置工事として、76万円を増額するものでございます。以上でございます。

○委員長（村田春樹君）坂本道路維持課長。

○道路維持課長（坂本剛君）道路維持課 坂本と申します。宜しくお願い致します。

続きまして道路維持課所管になります。23ページ説明欄の上段をご覧ください。

8款 土木費 2項 道路橋梁費 2目 道路維持費 1事業 道路橋梁維持管理費で991万4,000円の補正増額をお願いするものでございます。

内訳でございますが、10節 需用費 6修繕料で991万4,000の補正増額をお願いするものでございます。

主な内容ですが、交通安全施設を適正に行うためカーブミラーの修繕、39箇所及び道路照明などと区画線等ひき直しということで、11路線の修繕等による計上になります。以上でございます。

○委員長（村田春樹君）長島道路建設課長。

○道路建設課長（長島正昭君）道路建設課所管となります。同じく23ページをお願い致します。

3目 道路新設改良費 説明欄 事業2 一般市道・排水整備事業につきましては、12節 委託料及び 16節 公有財産購入費、21節 補償、補填及び賠償金において、事業執行による予算の組み換え補正となっております。

次の説明欄 事業3 防衛交付金道路整備事業につきましては、250万円の補正減をお願いするものでございます。

内容と致しましては、12節 委託料及び 14節 工事請負費において、入札差金による補正減、16節 公有財産購入費及び24ページに移りまして、21節 補償、補填及び賠償金においては、当初予定していた用地取得箇所の変更による補正となります。

次の説明欄 事業4 防衛補助道路整備事業につきましては、250万円の補正増をお願いするものでございます。

内容と致しましては、12節 委託料 測量等委託料及び実施設計等委託料においては、設計変更に伴う補正増、用地補償調査等委託料は、入札差金による補正減となります。

16節 公有財産購入費及び21節補償、補填及び賠償金においては、当初予定していた取得予定地の用地買収が困難となったことにより、減額補正するものでございます。以上でございます。

○委員長（村田春樹君）藤田下水道課長。

○下水道課長（藤田信一君）下水道課所管となります。24ページの下段となります。

8款 土木費、4項 都市計画費、4目 公共下水道費、説明の欄1の 下水道事業会計繰出金につきましては、人事院勧告による人件費の補正に伴い、293万9,000円の補正増をお願いするものでございます。以上でございます。

○委員長（村田春樹君）朝比奈都市整備課長。

○都市整備課長（朝比奈公俊君）都市整備課所管の歳出予算について御説明致します。

それでは、補正予算書の25ページをお願い致します。8款 土木費 5項 住宅費 1目 住宅管理費 説明欄 3 住宅施設維持管理経費の11節 役務費として、46万2,000円を増額補正するものです。

内容ですが、対象の入居者は、独居の高齢者で、保証人もすでに死亡しており、残置物を処分する親族もないことから、市営住宅残置物処理手数料として、死亡した入居者の家財等の残置物処分費用をお願いするものです。以上でございます。

○委員長（村田春樹君）鮎沢消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（鮎沢勝君）続きまして、消防本部所管の補正予算について御説明致します。

26ページをお開き下さい。上段になります。9款1項 消防費、1目 常備消防費、3 常備消防総務事務費、10節 需用費 消耗品費 335万8,000円の補正増につきましては、令和6年度新規採用職員11名分の被服貸与品の購入をお願いするものでございます。

続いて、6 車両維持管理経費、10節 燃料費 131万8,000円の補正増につきましては、出場件数の増加及び燃料単価の高騰によるものでございます。

続いて、8 警防活動経費、17節 備品購入費 消防器具等購入費 329万9,000円の補正増につきましては、令和6年度新規採用職員11名分の防火衣購入をお願いするものでございます。

次に、2目 非常備消防費、1 消防団活動経費、1節 消防団員報酬 335万9,000円の補正増につきましては、下半期における消防団員の火災出場や訓練、会議等の参加者数が、当初見込みから増となったためでございます。

続いて、8節 旅費 費用弁償 39万4,000円の補正増につきましては、下半期における消防団員の火災出場や訓練、会議等の参加者数が、当初見込みから増となったためでございます。

次に、3目 消防施設費、1 消防施設整備事業、14節 防火水槽撤去工事 153万8,000円の補正増につきましては、防火水槽の老朽化による危険防止のため撤去工事が2基増となったためでございます。消防本部については以上でございます。

○委員長（村田春樹君）坂本道路維持課長。

○道路維持課長（坂本剛君）続きまして、道路維持課所管になります。

32ページ説明欄の中段をご覧ください。11款 災害復旧費 1項 公共土木施設災害復旧費 1目 道路橋梁災害復旧費 1事業 単独災害復旧事業でございますが、4,000万円の補正増額をお願いするものでございます。

また、1 単独災害復旧事業の財源内訳補正として地方債に一般財源の1億8,300万円と補正の4,000万円の2億2,300万円とし、一般財源1億8,300万円を減額するものでございます。

道路維持課所管に関する説明は以上でございます。

○委員長（村田春樹君）大山農政課長。

○農政課長（大山浩明君）続きまして、農政課所管になります。

11款 災害復旧費 3項 農林水産業施設災害復旧費 1目 農業用施設災害復旧費でございますが、33ページをご覧ください。1 農業用施設災害復旧事業の財源内訳補正になります。地方債に1,170万円を増額し、一般財源で同額を減額するものでございます。

以上が、産業建設常任委員会所管の一般会計補正予算の説明となります。

ご審議のほど、宜しくお願い致します。

○委員長（村田春樹君）以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

質疑は、挙手によりこれを許します。香取委員。

○7番（香取憲一君）宜しく申し上げます。2点ほどありまして、まず1点目ですが、23ページから24ページの先程の長島課長のご説明ですが、防衛交付金道路整備事業と防衛補助道路整備事業の違いについてどこがどういうふうに違うのかちょっと教えていただきたいのですが。

○委員長（村田春樹君）長島道路建設課長。

○道路建設課長（長島正昭君）まず、23ページの防衛交付金道路整備事業、こちらにつきましては、防衛省の特定防衛施設交付金事業、それから再編交付金事業、こちらの事業を行っているのが防衛交付金道路整備事業となります。

次に、24ページの防衛補助道路整備事業でございますが、こちらにつきましては、民生安定補助事業、いわゆる8条と呼ばれております事業でございます、その違いという形になります。以上でございます。

○委員長（村田春樹君）香取委員。

○7番（香取憲一君）ありがとうございます。同じ道路というものなのですが、やはり特防が使えるり、再編交付金が見える道路とその8条しか対象にならないというふうに分かれる形で理解して宜しいでしょうか。

○委員長（村田春樹君）長島道路建設課長。

○道路建設課長（長島正昭君）議員おっしゃる通りでございますが、特に防衛補助道路整備事業につきましては、先程も申し上げましたが、民生安定補助事業という形になりますが、いわゆる緊急輸送道路として整備する路線に対して補助がつくといった性質をもった補助金でございます。

防衛交付金道路整備事業で行っております生活道路であるとかそういったものではなくてですね、同じことを言いますが緊急輸送道路や航空機の災害等が実際起きてしまった場合に、避難支援や物資の輸送に対し整備する道路の事業ということになります。以上でございます。

○委員長（村田春樹君）香取委員。

○7番（香取憲一君）良く分かりました。それとですね、もう1点は、26ページ消防本部のこの予算ですが、消防器具等購入費320万9,900円ですが、令和6年度の新規採用職員分ということですが、いろいろな設備品の耐用年数があると思いますが、12月までに現場等からいろいろな要望がありホース等を変えてほしいとか計画的に整備をされているとは思いますが、そういった現場からのですね、いろんなご要望が細かくいろいろ上がっていると思いますが、対応するのに、予算の流用等も含めたその体制というか、どこまでフレキシブルに対応できているのか抽象的な質問で申し訳ありませんが、教えていただけたらと思います。

○委員長（村田春樹君）鮎沢消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（鮎沢勝君）香取議員の今のご質問ですが、理由は考えているところですが、今回新人が何名入るか分からないものですから、今年それで補正ということで取らせていただきました。以上でございます。

○委員長（村田春樹君）香取委員。

○7番（香取憲一君）なかなか今の特別職、消防も警察も自衛隊も含めて募集難であることが現実でありまして、新規職員の方を獲得するための、予算は非常に大事なことも、もちろん理解できますし、今現在も大規模な建物火災に従事された現場の声というのも非常に引き続きね、私が言うまでもなく皆さん重々承知だと思いますが、タイムリーにですね、必要な装備品が装備できていけるようにですね、引き続き要望申し上げますので、宜しく対応の方をお願いします。

私の方からは以上です。

○委員長（村田春樹君）他に質疑はございませんか。田村委員。

○18番（田村昌男君）ちょっとお伺いしますが、先程、防火水槽の整備をやっているという話でしたが、小美玉市に防火水槽は、今何箇所あるんですか。

○委員長（村田春樹君）野口消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（野口敏永君）消防本部警防課野口でございます。宜しくお願い致します。

議員御質問の件についてお答え致します。

現在、小美玉市内に法令基準を満たした防火水槽は412基ございます。以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 田村委員。

○18番（田村昌男君） 412箇所あるわけですが、これね、草が伸びちゃってどこに防火水槽があるか分からない。

消防団でね、管理をしてるわけだよな。

なんで、あの上の草刈りをしないのか、ちょっとそれをお伺いします。

○委員長（村田春樹君） 野口消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（野口敏永君） ご指摘の通り、草が被っている防火水槽があるのは承知しております。

年間何度か水利点検等を実施して、必要な個所に関しては除草作業或いは防火水槽の上に落ちている枝や土砂の撤去作業等を随時実施しているところでございます。以上でございます。

○委員長（村田春樹君） 田村委員。

○18番（田村昌男君） いやそれね、気が付いた時点はやるっていうのも、草ぼうぼうで、どこに水槽があるか分かんない訳だよな。

そこで、火事が発生したときに、消火栓は車一台しか使えないから防火水槽が、一番利用価値がある。

気が付いたところだけやるというそんな職務怠慢の話はないと思うんですね。

○委員長（村田春樹君） 野口消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（野口敏永君） ご指摘の件について前向きに検討して、今後の水利点検に活かしていきたいと思っております。ご指摘ありがとうございます。

○委員長（村田春樹君） 田村委員。

○18番（田村昌男君） 市長よく指導して下さい。

○委員長（村田春樹君） 他に質疑はございませんか。鮎沢消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（鮎沢勝君）先程の田村議員の方からありました消防団の補助金の関係ですが、国と県から地方交付税の中で算定基準が設けられておりまして、交付されているというところがございます。以上でございます。

○委員長（村田春樹君）福島副委員長。

○副委員長（福島ヤヨヒ君）只今の防火水槽の件ですが、撤去の為の費用とおっしゃいましたけど、この撤去した後にそこに同じように新しいものを作るのか、それとも撤去しておしまいでは困るなど思ったものですから、その後の処置はどういうふうになっているのかお聞かせ下さい。

○委員長（村田春樹君）野口消防本部警防課長。

○消防本部警防課長（野口敏永君）今回撤去する2基につきましては、基準を満たしていない防火水槽でございまして、現在基準では40㎡以上の貯水量が必要となっております。

今回撤去する予定の防火水槽に関しては、それぞれ7㎡と17㎡だったと思いますが、基準を満たしていない防火水槽で、またこれらは私有地にあるものですから、撤去して終わりという形になります。宜しく申し上げます。

○委員長（村田春樹君）福島副委員長。

○副委員長（福島ヤヨヒ君）ありがとうございます。その後の消火に影響がないような状況で、周りのところ等で新たな設置を検討していただけたらと思います。ご苦労様です。以上です。

○委員長（村田春樹君）他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君）他に質疑がないようですが、私の方から1点だけ聞かせていただきたいと思えます。

22ページ空の駅管理運営費の方で、修繕料と清掃業務委託料ということですが、先程の説明の中で、直したりとか清掃をやるという話をしたんですが、前回レストランを使っていた方が、そういった料金を支払わないで行っちゃったってことなんですか。

それとも、こちらでやるような形で決まっていたようなことなんでしょうか。

ちょっとそこら辺お聞きしたいと思えます。

○委員長（村田春樹君）佐川商工観光課長。

○商工観光課長（佐川光君）今回補正をお願いしています委託料の清掃委託料につきましては、先日、9月から撤退されてしまっているレストランの壁や床の掃除を改めて綺麗にしながら次の業者をお迎えするための清掃ということでお願いしているものでございます。

修繕につきましては、いろいろこれまでの事業者の方で利用している中で壁とか、そういったところに、いろいろ物を設置したりしていったものがございまして、そういったものを撤去したもののあとに穴埋めであったり壁の塗装が剥けているところなんかの修繕をするものでございます。以上でございます。

○委員長（村田春樹君）はい、ありがとうございます。というと、前回使っていた方というのは、しっかりと修繕的なものはしていなかったということで宜しいですか。

○委員長（村田春樹君）佐川商工観光課長。

○商工観光課長（佐川光君）前に使っていました事業者の方は、自分で設置したものはすべて撤去して、撤退はしましたが、壁に開けた穴の穴埋めまでは求めませんでしたので、今回市役所の方で修繕をさせていただこうと思っております。以上でございます

○委員長（村田春樹君）分かりました。他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君）ないようですので、以上で質疑を終結致します。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で討論を終結致します。

これより議案第74号 令和5年度小美玉市一般会計補正予算（第5号）を採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第77号 令和5年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題と致します。執行部より説明を求めます。藤田下水道課長。

○下水道課長（藤田信一君）下水道課所管となります。議案第77号 令和5年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明致します。

それでは、1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正と致しまして、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,933万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,237万8,000円とするものでございます。

6ページをお開き願います。先ず、歳入でございますが、3款 繰入金、1項 一般会計繰入金、1目 一般会計繰入金につきまして、2,933万7,000円の補正増をお願いするものでございます。

こちらは、地方債の繰上償還及び浄化槽譲渡に伴う修繕費の増額によるものでございます。

7ページをお開き願います。

次に、歳出でございますが、1款 戸別浄化槽事業費、1項 浄化槽管理費、2目 浄化槽維持管理費 説明の欄1 浄化槽維持管理費につきましては、戸別浄化槽の譲渡に向けた浄化槽の修繕等に伴い555万円の補正増をお願いするものでございます。

内容につきましては、ブロワー、制御ボックス、セルケーブル等の修繕料や汚物汲取手数料でございます。

次に、2款 公債費、1項 公債費、1目 元金、説明の欄1 地方債償還元金につきましては、戸別浄化槽事業で借り入れた地方債の繰上償還に伴い2,378万7,000円の補正増をお願いするものでございます。

内容につきましては、平成25、26年の繰上償還元金分でございます。説明につきましては以上でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

○委員長（村田春樹君）以上で説明は終わりました。ここで14時40分まで休憩と致します。

午後 2時30分 休憩

午後 2時40分 再開

○委員長（村田春樹君）それでは休憩前に引き続き会議を開きます。以上で説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑は、挙手によりこれを許します。福島副委員長。

○副委員長（福島ヤヨヒ君）只今、説明していただきました戸別浄化槽、後の方の議案も出て譲渡

されると思うんですけど、今回のこの修繕は、その前にきちっと清掃や修繕するというふうなことで出てるんでしょうか。

○委員長（村田春樹君）藤田下水道課長。

○下水道課長（藤田信一君）この後の議案第82号で、市で設置した浄化槽につきましては、3ヵ年で譲渡していきます。

議員おっしゃる通り、個人譲渡する上で、譲渡前の浄化槽をベストコンディションにするよう、修繕や汲み取りを実施するものでございます。

○委員長（村田春樹君）他に質疑はございませんか。香取委員。

○7番（香取憲一君）7ページの公債費のところでは地方債償還元金 23,787,000円、これ補正の主なあれだと思うんですけど、これ、つまり後々戸別浄化槽を引き渡す数について、その借金はもうすべて、返しますよっていう形で理解してよろしいですかね。

もうこれで、お返しをして、大体その借金はないというような形で宜しいでしょうか。

○委員長（村田春樹君）藤田下水道課長。

○下水道課長（藤田信一君）本年度から令和7年までに市設置の浄化槽を譲渡しまして、そのあとはこの特別会計を廃止する意向でございます。

議員おっしゃる通り、浄化槽のために借りた地方債につきましては、すべて償還していく計画でございます。

○委員長（村田春樹君）香取委員。

○7番（香取憲一君）先程、平成25年、26年度分とありましたが、概略でいいんですが、残りどれくらい残っていますか。

○委員長（村田春樹君）藤田下水道課長。

○下水道課長（藤田信一君）平成29年まで設置してますので、あと3ヵ年分ということで、実施計画を立てまして、2年間のうちに償還していく次第でございます。

○委員長（村田春樹君）香取委員。

○7番（香取憲一君）概略の金額分かりますか。

○委員長（村田春樹君）藤田下水道課長。

○下水道課長（藤田信一君）25年が1,300万、26年が980万、大体1,000万ベースの残りでございますので、3ヵ年で3,000万程度と認識してございます。

○委員長（村田春樹君）香取委員。

○7番（香取憲一君）ありがとうございます。

○委員長（村田春樹君）他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君）ないようですので、以上で質疑を終結致します。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君）ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第77号 令和5年度小美玉市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第2号）を採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君）ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第79号 令和5年度小美玉市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題と致します。執行部より説明を求めます。真家水道課長。

○水道課長（真家厚君）水道局水道課長の真家でございます。宜しくお願ひ致します。

それでは、議案第79号 令和5年度小美玉市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。1ページをお開きください。

今回の補正につきましては、第2条 収益的収入及び支出のうち、支出につきまして、285万3,000円の補正増をお願いするものでございます。

続きまして、3ページをお開きください。収益的収入及び支出のうち、支出についての内容でございます。1款 水道事業費用 1項 営業費用 3目 総係費に、285万3,000円の補正増額をお願いするものでございます。

内訳でございますが、節の欄をご覧ください。給料から法定福利費及び法定福利費引当金繰入額につきましては、国の人事院勧告に準ずる職員給与改定に伴う所要額の補正でございます。

委託料187万円の増額につきましては、令和6年4月1日より上下水道使用料の督促手数料廃止に伴うシステム改修の業務委託料でございます。

以上で水道事業会計補正予算（第2号）についての説明を終わります。ご審議のほど宜しくお願ひ致します。

○委員長（村田春樹君）以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君）ないようですので、以上で質疑を終結致します。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君）ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより議案第79号 令和5年度小美玉市水道事業会計補正予算（第2号）を採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君）ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号 令和5年度小美玉市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題と致します。執行部より説明を求めます。藤田下水道課長。

○下水道課長（藤田信一君）下水道課所管となります。議案第80号 令和5年度小美玉市下水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明致します。

それでは、1ページをお開き願います。今回の補正につきましては、第2条の収益的収入及び支出のうち、収入につきましては、既決予定額 11億8,575万1,000円から補正予定額の293万9,000円を増額致しまして、11億8,869万円とし、支出につきましては、既決予定額 11億4,785万2,000円に補正予定額 293万9,000円を増額し、11億5,079万1,000円とするものでございます。

次に3ページをお開き願います。補正予算説明書より内容についてご説明致します。

まず、収益的収入及び支出の収入ですが、1款 下水道事業収益、2項 営業外収益、1目 他会計補助金の、293万9,000円の補正増につきましては、人事院勧告による補正に伴う職員給与等の増額により一般会計からの補助額を増額するものでございます。

次に、4ページをお開き願います。支出でございますが、1款 下水道事業費用、1項 営業費用、3目 総系費 293万9,000円の補正増につきましては、人事院勧告の補正に伴う職員給与等に関する経費として増額するものでございます。

令和5年4月から遡及改定、期末・勤勉手当率改正及び執行状況見込み勘案による増額でございます。説明については以上でございます。

○委員長（村田春樹君）以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。香取委員。

○7番（香取憲一君）宜しく申し上げます。4ページの総系費で給与の一般職67万2,000円の下にですね、手当等で時間外勤務手当が、これはやはり100万円を超えてまして、115万円となっておりますが、この115万円の金額の算出根拠については、今の説明ですと、これちょっと遡ってその計算し直す的な、そういう理解で宜しいでしょうか。

ちょっとその算出の根拠は、もう少し詳しく教えていただければ助かります。

○委員長（村田春樹君）藤田下水道課長。

○下水道課長（藤田信一君）遡っての改定では時間外の方は、さほど影響はありませんが、今回の時間外手当につきましては、今年度の実際の時間外手当の執行状況を見込んで、不足する部分につきましては、補正をしているものでございます。以上でございます。

○委員長（村田春樹君）香取委員。

○7番（香取憲一君）はい、分かりました。ありがとうございます。

○委員長（村田春樹君）他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君）ないようですので、以上で質疑を終結致します。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君）ないようですので、以上で討論を終結致します。

これより議案第80号 令和5年度小美玉市下水道事業会計補正予算（第2号）を採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君）ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号 財産の無償譲渡についてを議題と致します。執行部より説明を求めま

○委員長（村田春樹君）藤田下水道課長。

○下水道課長（藤田信一君）それでは、議案第82号 財産の無償譲渡についてご説明を致します。

この提案は、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでござい

ます。

提案理由は、市設置型の戸別浄化槽を使用者である個人に無償譲渡するため、この案を提出するものでございます。

これまでも全員協議会等でも説明してきましたが、環境省の補助を活用し、平成20年度から29年度に225基の市設置型浄化槽を設置し、下水道への切り替え等により210基の維持管理を行ってまいりました。

しかしながら市内の浄化槽のほとんどが個人により設置・管理されていることから浄化槽管理統一に向けて、市設置型浄化槽を使用者である個人に無償譲渡し、市管理から個人管理への移行を進めるものでございます。

環境省の財産処分基準に基づき、設置から10年経過した浄化槽から令和5年度から令和7年度に向けて実施するものでございます。

それでは、議案の資料の内容についてご説明します。無償譲渡する財産は、設置から10年を経過しました市で設置した戸別浄化槽144基でございます。

無償譲渡の相手方は、谷口弘ほか143名でございます。無償譲渡の条件としては、譲渡後も引き続き浄化槽として利用することでございます。

無償譲渡する日は、令和6年4月1日を予定してございます。別紙としまして、無償譲渡する財産のリストを添付してございます。

説明は以上でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

○委員長（村田春樹君）以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君）ないようですので、以上で質疑を終結致します。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君）ないようですので、以上で討論を終結致します。

これより議案第82号 財産の無償譲渡についてを採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議なしと認め、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、議案第83号 市道路線の認定についてを議題と致します。執行部より説明を求めます。

坂本道路維持課長。

○道路維持課長（坂本剛君） つづきまして議案第83号 市道路線の認定について説明させていただきます。

内容につきましては、市道幡谷1096号線他3路線の認定をお願いするものでございます。

提案理由でございますが、幡谷地内で宅地分譲のほかグランピング施設等の事業内容で開発行為により整備された道路を市道に接続する開発道路として、市道の管理者である市に帰属される道路になることから市道幡谷1096号線、市道幡谷1097号線、市道幡谷1098号線、市道幡谷1099号線以上4路線を認定するため、この案を提出するものでございます。

1枚ページをおめくり願います。別紙市道路線認定をご覧願います。

道路の表示でございます。路線名市道幡谷1096号線起点及び終点は起点小美玉市幡谷386番18地先から終点小美玉市幡谷384番5地先まで幅員は最小10.00m、最大18.92m延長は168.76mでございます。

次に市道幡谷1097号線起点及び終点は起点小美玉市幡谷388番2地先から終点小美玉市幡谷220番5地先まで幅員は最小6.00m、最大15.57m延長は209.14mでございます。

次に市道幡谷1098号線起点及び終点は起点小美玉市幡谷384番9地先から終点小美玉市幡谷384番8地先まで幅員は最小10.00m、最大18.90m延長は50.40mでございます。

最後に市道幡谷1099号線起点及び終点は起点小美玉市幡谷404番8地先から終点小美玉市幡谷384番5地先まで幅員は最小7.97m、最大19.99m延長は168.76mでございます。

次のページをお開き願います。市道認定の4路線の位置図でございます。

道路市道認定路線の位置・場所でございますが、小川ニュータウン入口付近、県道小川鉾田線沿いの位置で市道に接続し整備された道路になります。以上で説明を終わります。

ご審議の程よろしくお願い致します。

○委員長（村田春樹君）以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑は挙手によりこれを許します。田村委員。

○18番（田村昌男君）これ現場視察に行きまして、議長も見た通り、入り口がちょっとおかしいので、これは、私は、市道認定は、反対です。

市道認定するんであれば、私は、視察した所の入り口をちょっと直してもらってからしていただきたいと思います。

認定を受けてから直すなんていうことはない。認定しちゃったらやらないでしょう。

○委員長（村田春樹君）坂本道路維持課長。

○道路維持課長（坂本剛君）田村委員のご質問にお答えしたいと思います。

現在、午前中の現地視察におきまして、幅員につきましては、最小10mということ最大18.9mということとなっております。

田村委員さんの方で指摘がありました、ちょっと幅員が狭いというところにつきましては、再度幅員の計りだしを行いましたところ、歩道につきましては2m、道路は6mそれから反対側の歩道も2mということで全部幅員につきましては、10mということで確認をしております。

なお、ここにつきましては、間口が18.92mというかなり大きくなっておりますし、途中の広がっているような道路の隅切りになっておりますので、引き続き危険がないようなことで、ちょっと相談してみたいと思います。以上でございます。

○委員長（村田春樹君）田村委員。

○18番（田村昌男君）業者と相談するのはいいけども、完全にやってから認定すべきだと私は思います。

○委員長（村田春樹君）原都市建設部長。

○都市建設部長（原伸行君）現地や坂本課長も言っていましたけども、現況幅員6mありまして、間口が広いんで見た目はちょっと少し狭く感じますけど、幅員的にはずっと一律で、6mありますから普通のセンターラインがある道路とですね、同じなんで交通安全上問題ないと考えております。

す。以上です。

○委員長（村田春樹君） 田村委員。

○18番（田村昌男君） 間口は確かに広いんだが、こっちから見ると、入り口の左側が出てる感じがする。

計れば6 mあると言ったけども、間口から大型車は入れるが左側の角が出てる感じだから事故は必ず起きる。

普通車であれば事故はおきないかもしれないが、私は反対です。

他の人はわかりませんが、まだ、オープンできる状態ではないので、直すことを要件として認定すべきと私は思います。

○委員長（村田春樹君） ここで3時10分まで暫時休憩と致します。

午後 3時00分 休憩

午後 3時10分 再開

○委員長（村田春樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で質疑を終結致します。

次に討論に入ります。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ないようですので、以上で討論を終結致します。

これより議案第83号 市道路線の認定についてを採決致します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議あり 田村委員」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君） ご異議があるということなので、議案第83号 市道路線の認定について挙手により採決を致します。

賛成の方の皆様方の挙手をお願い致します。

〔「挙手4名」福島副委員長・市村委員・岩本委員・香取委員〕

賛成多数の為、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査につきましては、全部終了致しました。

次にその他に入ります。みなさんから、その他の件で何かあればお願い致します。

○委員長（村田春樹君）市村委員。

○19番（市村文男君）はい、その他で、ちょっと失礼して農政課の方に1点それから都市建設の方1点お願いしたいことがあるんですが、昔から耕畜連携という言葉がよく使われています。

小美玉市は特に農業の基幹産業ということで、耕畜連携という言葉は昔から使われておりますけれども、そういう中でですね、耕畜連携の形が、具体的な形と言ったらおかしいのかどうか分かりませんが、いわゆる酪農家の粗飼料も高騰いわゆる高止まりとなって、どうしようもないという訳ですが、そういう中で水稻農家の藁を提供し、酪農家はそれを乾燥させて、集める機械を持っている。

そういった具体的な形にする方法、例えば、1反歩何がしかのとか農家がいろんなものが高騰して、収入も減っている。

そういう状況の中で良い形を作っていくのも良いのかなというふうに感じたものですから、そういった例は他にもあると思いますけれども、これは一つ形を作りたいというふうに思っております。

それには、やはり水田が乾かなくちゃいけない。

水の供給もちゃんとできなければいけない。

いろんな面でね、この間も90%助成という形、結構何箇所かやっていただいて本当にありがたいと思っておりますけれども、そういう形の名前だけは言っていますが、実際の形で、できてないんですよ。

それについてちょっとお伺いしたいんですが。

○委員長（村田春樹君）大山農政課長。

○農政課長（大山浩明君）委員がおっしゃる通り、輸入している粗飼料がかなり高騰しております、飼料自体の価格が昨年度からずっと高止まりしているということで、耕種農家と畜産農家が稲藁と堆肥を交換するであるとか、そういった耕畜連携の機運が高まってきているのかなというふうに考えております。

また輸入飼料が高騰している為に、畜産農家が、自給飼料へ切り換えしていきたいという思い、それから耕種農家が経営規模拡大していく中で、例えば作付けの時期がずれることや省力化に繋がる飼料作物の導入も、お互いにとって利点があるのかなというふうに考えております。

そういった耕種農家と畜産農家の良い形ができないのかというお話でございましたので、現

在、茨城県が窓口になって、稲作農家の稲藁を必要とする畜産農家へ交付するというマッチングを進めております。

これは登録制ですが、市では、畜産農家に要望調査を毎年行っておりまして、現在は市内の牛飼養者2件が登録をしているところでございます。

その中でマッチングが決まったところに稲藁が供給されることとなりますが、牛に食べさせることとなりますので、先程、水田の水はけの問題がありましたが、稲藁に水分が多いとカビが生えてしまったり、泥が付着したままですと、牛が病気になってしまって、なかなか畜産農家から理解が得られないと、そういった課題もあると聞いているところでございます。

本市においては、飼料用トウモロコシの需要が高く、そちらを畜産農家は使っておりますので、まず、畜産農家のニーズに沿った形で、稲藁の供給ができるかどうか調査研究を進めて参りたいと考えております。以上でございます。

○委員長（村田春樹君）市村委員。

○19番（市村文男君）ありがとうございます。これは大事なことで、本当に今から進めていかなければならない大きな問題といったら言い過ぎかもしれませんが、そういった本当に小さい形なんですけれども、きちんと確立していければいいのかなというふうに思っております。

宜しく申し上げます。もう一点ありまして、これは道路の問題ですが、旧町村の道路の作り方は、それぞれ特徴があると思いますが、そういう中で特に美野里地区は、合併当時は美野里地区ばかり、いい道路だというようなことをよく言われてきましたが、それは計画的にやっけて4 m80 c mで、いろいろ何て言うんですかね、側溝ついたり、片側歩道とか、そういう形でちゃんと整備をしてきたので、そういうふうな言われ方をしたのかなと思うんですが、その反面、道路の舗装率が悪いです。

今の人たちと言ったらおかしいですが、一般の人は、みんな舗装道路から家へ入りたいという思いがあります。それを解消していく一つの方法として、私も何年かしばらく前になりますが、ゲリラ豪雨で、碎石が流されたりする道路は、その下へ流されちゃってどうにもならないので、田畑に入ったり、いろんな被害は、あったと思いますがそういったところは、オールカバーでというようなことで、取り決めた経緯はありますけれども、それは、旧町村が、公平に行く為の第一報であり、私の考えとしてはその当時は、それをどういうふうに進めていったら良いのかということがあります。

例えば、道路改良工事の要望があるところ等は、とりあえずオールカバーをしておけば、今20年ぐらい持ちますから、もう一つは、住宅があるところは、やっぱり碎石を入れるとだんだ

ん屋敷より高くなってしまい、そういうことも踏まえてみますと、やはり何か対応していく15年20年入れないで済むのであればその方が安いような気がします。

私は、旧町村の道路状況が、平等になるにはどうしたら良いか前々から考えていまして、小川地区あたりは、6尺でも補償になり、水はけの問題があるとかいろいろそういうのを言われましたけれども、それは、うちの方でも、側溝がない箇所、たまたま私の所にゴルフ場の間の道路をやった時に、これは、最初から舗装の整備が予定されていたところですが、路盤ができていて、あと舗装だけというふうになった時に、U字溝が入ってない箇所がありまして、この水をどうするかなという訳で、うちの山へ抜けるようにしてもいいとか、うちの畑に抜けるようにしてもいいとか、そんなことを言ってやりましたけども、いろんな方策があると思うんですが、そういった平等に、整備を進める形をどういうふうにとったらいいのかということ、ぜひ都市建設部の方で、いろいろ考えていただきたいと思います。

以上の2点、私の方から要望させていただいて終わります。宜しくお願いします。

○委員長（村田春樹君）他にその他ございますか。田村委員。

○18番（田村昌男君）私、4年前の一般質問で、ため池と河川の整備をやりました。

それから、ため池の整備を今やっているみたいですけども、U字溝の上の土を全然掃ってないので、春になったら、U字溝の上に綺麗な花が咲く。

何故かという、今、農家は外国人労働者を雇用しており、U字溝の上で、後ろに付着した土をバタバタと掃う。

一つも整備していないし、河川の整備もしてしないし、ため池が目立つからやっているだけで、今美野里地区をやってるそうですけども、災害が起きた時に、市長課長が、それぞれの地域に頭を下げれば済むと思っているからやらない訳だよ。

だけど、金を出すしかない。土砂崩れ等は、市でやるしかない。

そういう面を考えれば、やんなきゃ駄目だよ。

市長、今度、車のカーテン引いては、外を見ても分からないから、よく見て歩いてやらないと駄目。それと、飯前の斎場に行く所ね、あそこにいつも雨が降ると水が溜まる。

あれを、何回言っても直さない。下吉影と上吉影等の方から斎場に行く時に、大雨だと通れない。それを、何とかしてほしいと言ってもやらないので、早急にやってもらいたい。

ひとつ宜しくお願いします。

○委員長（村田春樹君）その他ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（村田春樹君）ないようですので、本日の審議及び協議はすべて終了致しました。  
それでは、副委員長お願い致します。



◎閉会の宣告

○副委員長（福島ヤヨヒ君）お疲れ様でございました。以上で、産業建設常任委員会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

午後 3時28分 閉会